

港区議会議規則の一部を改正する規則（案）

港区議会議規則（昭和五十八年港区議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第二項中「日数を定めて」を「出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

港区議会議規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第三条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第三条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(後略)</p>